

(案)

契 約 書

(八戸市農業集落排水処理施設維持管理業務委託)

八戸市 都市整備部 下水道施設課

## 業務委託契約書

1. 委託事業名 八戸市農業集落排水処理施設維持管理業務委託

2. 対象施設

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| (1) 名 称 | 一日市地区農業集落排水処理施設 外11箇所 |
| 所在地     | 八戸市大字櫛引 地内            |
| (2) 名 称 | 豊崎地区農業集落排水処理施設 外16箇所  |
| 所在地     | 八戸市大字豊崎町 地内           |
| (3) 名 称 | 市野沢地区農業集落排水処理施設 外27箇所 |
| 所在地     | 八戸市南郷大字市野沢 地内         |
| (4) 名 称 | 島守地区農業集落排水処理施設 外28箇所  |
| 所在地     | 八戸市南郷大字島守 地内          |

3. 契約期間 自 令和8年4月1日  
至 令和13年3月31日

4. 委託料 ○○○, ○○○, ○○○ 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 ○, ○○○, ○○○ 円)

上記の委託業務について、八戸市（以下「委託者」という。）と○○○○○（以下「受託者」という。）とは、次の条項に従って委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 八戸市内丸一丁目1番1号  
八戸市  
市長 熊谷 雄一

受託者

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 委託者は、受託者に対し、本契約に基づき、業務要求水準書（以下「水準書」という。）に規定する対象施設及びその附帯設備（以下「本件施設等」という。）の維持管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員の配置、運転方法、使用機材、ユーティリティーの調達内容等を決定し、業務を実施することができる。

### (業務の範囲)

第2条 受託者の実施する業務の範囲は、水準書に定めるとおりとする。

### (総括責任者)

第3条 受託者は、契約締結後速やかに、業務の総括責任者として浄化槽技術管理者の資格を有する者を選任し、委託者に届け出なければならない。

2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者の従業員の指揮・監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

3 総括責任者は、本契約書、水準書、その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

### (業務期間等)

第4条 業務期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本件施設等の運営期間は、令和8年4月1日（以下「運営開始日」という。）0時00分から令和13年3月31日24時00分までとする。また、契約締結日から運営開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受託者の負担により第2章に規定する業務開始のための準備を行うものとする。

### (契約の保証)

第5条 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の額の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第38条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。この場合において、第1項第3号の履行保証保険契約を変更したときは、変更後の保険証券

を直ちに委託者に寄託しなければならない。

(就業の制限)

第6条 受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱い等にあっては、有資格者以外の者に行わせてはならない。

(安全管理)

第7条 受託者は、業務の実施に当って守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び訓練)

第8条 受託者は、業務の実施に従事する者に対し、本件施設等の安全に関し、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、業務の実施に従事する者に対し、事故その他災害が発生した場合の処置について、実地指導及び訓練を行わなければならない。

(優先関係)

第9条 本契約書、水準書の間に齟齬<sup>そご</sup>が生じた場合、本契約書の規定を優先するものとする。

## 第2章 運営準備等

(施設機能の確認)

第10条 受託者は、本契約締結に先立ち、現場説明の際に委託者が提示した施設機能報告書（以下の条において「施設機能報告書」という。）の内容が、第20条第1項の規定による本件施設等の維持管理の基準（以下の「維持管理基準」という。）を満たしていること、及び本件施設等の状況が施設機能報告書と一致していることを確認しなければならない。

2 受託者は、委託者に対し、施設機能報告書の内容が維持管理基準を満たしていないこと、及び本件施設等の状況が施設機能報告書の内容に一致していないことを確認したときは、速やかに委託者にその内容を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその内容を確認しなければならない。確認の結果、施設機能報告書の内容が維持管理基準を満たしていないこと、及び本件施設等の状況が施設機能報告書の内容に一致していないことが認められるときは、受託者と協議し、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(業務実施計画)

第11条 受託者は、契約締結後速やかに、その負担により、本契約等で定められた条件を満たす業務実施計画を委託者に提出し、委託者は、業務実施計画の実現性および妥当性について審査するものとする。

2 委託者は、前項の審査の結果、提出された業務実施計画では委託者が定める業務要求水準が明らかに達成できないと判断される場合、受託者に対し説明を求めたうえ業務実施計画の修正を指示することができる。

3 受託者は、業務実施計画に基づき業務を実施するものとする。委託者は、業務実施計画に基づき業務が実施されていないおそれがあると判断した場合、受託者に対し説明を求めるものとする。その結果、委託者が業務実施計画に基づき業務が実施されていないと認めた場合、委託者は、受託者に対し是正（業務実施計画の変更を含む。）を求めることができる。

- 4 受託者は、業務実施計画の変更を希望する場合、変更しようとする日の10日前までに、変更理由及び変更内容を書面により委託者に提出し、委託者は、変更内容について審査するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定により業務実施計画を変更する場合について準用する。  
(許認可の取得等)

第12条 受託者は、法令上資格を有する者が実施すべき業務を実施する際は、必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受託者は、業務の実施に必要な道路使用許可またはその他の許認可等を、その責任と負担により取得しなければならない。

(器具等の貸与)

第13条 委託者は、受託者が業務を実施するために必要な備品、設計書、図面等（完成図書）、特殊工具等を受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者から貸与を受けた備品等について管理台帳等を作成してその保管状況を把握し、<sup>きそん</sup>毀損、盜難、紛失等があった場合、その弁償をしなければならない。

### 第3章 運転業務

(計画流入水量)

第14条 委託者は、流入水の水量が、水準書に定める計画流入水量を満たすよう、農業集落排水処理施設の管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

- 2 委託者は、その故意又は過失によって計画流入水量を超える水量の流入水を流入させたことにより受託者に損害を生じさせた場合、受託者に対しその損害を賠償する責任を負うものとする。  
(流入水の処理)

第15条 受託者は、流入水を水準書に定める放流水質契約基準（以下「放流水質契約基準」という。）に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、次条第1項又は第17条第2項の規定により受託者が責任を負わない場合を除く。

- 2 次条第1項又は第17条第2項の規定により受託者が責任を負わない場合を除き、放流水質契約基準又は水準書の放流水質法定基準（以下「放流水質法定基準」という。）が未達成であったときは、委託者は、水準書に定めるところに従い放流水質の要求水準（以下「要求水準」という。）未達の内容を明示した上で、受託者に対し改善計画書の提出を命ずることができる。この場合において、改善計画書の提出を命ぜられたとき、受託者は、その命ぜられた日から10日以内に改善計画書を委託者に提出して速やかにその確認を受けるものとし、確認を受けた改善計画書に従い以後の業務を実施するものとする。
- 3 次条第1項又は第17条第2項の規定により受託者が責任を負わない場合を除き、受託者が放流水質契約基準又は水準書の放流水質法定基準（以下「放流水質法定基準」という。）を未達成であったときは、委託者は、やむを得ない事態であると認められる場合を除き別記1に定める方法に従い委託料を減額することができる。

(流入水質が悪質な場合)

第16条 流入水が施設の処理能力を著しく超えた悪質なもの（委託者及び受託者との間において対応可能であると合意された場合のものを除く。以下「悪質流入水」という。）と認められる場合において、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たしていないときは、受託者は責任

を負わないものとする。ただし、受託者が次項の規定に違反した場合又は受託者に故意若しくは過失がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従い対応するものとする。

(流入水量が計画流入水量を上回った場合)

第17条 流入水量が計画流入水量を上回った場合、受託者は委託者からの指示に従い対応するものとする。

2 受託者は、前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たさないときでも責任を負わないものとする。ただし、受託者が前項の規定による対応方法に従わなかつた場合又は受託者に故意若しくは過失があった場合は、この限りでない。

(流入水の水量及び水質の把握)

第18条 受託者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、その水量が計画流入水量を逸脱している場合又はその水質が悪質流入水と判断される場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

2 委託者は、計画流入水量を超える水量の流入若しくは悪質流入水の流入を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合は、速やかに受託者に通知するものとする。

(運転業務要領書)

第19条 受託者は、業務開始後、可能な限り速やかに、当該施設特有の運転方法、留意事項等を記載した運転業務要領書を作成し、速やかに委託者に通知するとともに、本契約が終了するまでの間、本件施設等に備え置くものとする。

2 委託者は、必要に応じて、本件施設等において運転業務要領書を閲覧し、及び受託者に対しその内容の説明を求めることができる。

3 受託者は、必要に応じて、運転業務要領書の内容を変更するものとする。この場合において、受託者は、運転業務要領書の内容を変更したときは、その旨を速やかに委託者に通知するものとする。

#### 第4章 維持管理

(維持管理)

第20条 受託者は、本件施設等が通常の運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、保守点検、修繕等の業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、委託者が明らかに適正な施設の更新を行っていないことにより前項の業務を行うことが著しく困難であると合理的に判断される設備については、前項の義務を負わないものとする。

(更新等に関する報告)

第21条 受託者は、本件施設等において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、委託者に対し、当該設備の現況及び更新等を必要とする理由を、書面及び写真により速やかに委託者に報告するものとする。

(回復措置請求)

第22条 委託者は、第24条第2項の規定による施設機能の検査の結果、維持管理基準に従った業務が実施されていないと判断した場合、その違反内容を明示した上で、受託者に対し改善計画書の提出を命ずることができる。この場合において、受託者は、改善計画書の提出を命ぜられたときは、そ

の命ぜられた日から10日以内に改善計画書を委託者に提出してその確認を受けるものとし、確認を受けた改善計画書に従い以後の業務を実施するものとする。

- 2 委託者は、前項に規定する期間内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書に従つて業務が行われていない場合、求める措置の内容及びその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により講ずることを請求することができる（以下「回復措置請求」という）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

## 第5章 環境計測、業務報告等 (環境計測)

第23条 受託者は、放流水質契約基準を満たしているかを確認するため、水準書に定める本件施設等の環境計測（以下「環境計測」という。）を行うものとする。

（委託者による放流水の監視及び立入検査）

第24条 委託者は、隨時、自らの負担で、自ら又は本項の規定に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他の環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負うものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障を生ぜぬよう努めなければならない。

- 2 委託者は、隨時、自ら又は本項の規定に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負うものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障を生ぜぬよう努めなければならない。

（年間作業予定）

第25条 受託者は各会計年度の業務開始時速やかに、業務実施計画に基づき年間作業予定表を委託者に提出するものとする。

（業務報告）

第26条 受託者は、本件施設等の点検及び環境計測の結果について、水準書に定めるところに従い業務日誌を作成するものとし、委託者から請求があった場合、速やかに当該業務日誌を委託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の業務日誌のほか、水準書に定めるところに従い業務月報及び業務年報を作成し、委託者に提出するものとする。この場合における業務月報及び業務年報の様式については、受託者の提案に基づき、委託者が承認するところによるものとする。
- 3 委託者は、業務日誌、業務月報及び業務年報の内容について受託者に対し説明を求め、及び必要な範囲で受託者が業務に関し保有している資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、業務に関して作成した業務日誌及びその他の資料を契約期間終了後、3年間保存するものとする。

## 第6章 委託者の義務

### (業務の検査)

第27条 委託者は、第26条第2項の業務月報を受領したときは、その受領した日から5日以内にその内容の確認及び当該期間の業務実績の検査を行い、その結果を受託者に通知する。

### (委託料の支払方法)

第28条 受託者は、前条の規定による通知を受けた日から5日以内に、別記1に定めるところに従い各月の委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。）に係る請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

2 委託者は、受託者が第15条第1項に規定する基準に違反した場合、別記1に定めるところに従い委託料を減額することができる。

### (委託料の見直し)

第29条 一般経済情勢の変動により燃料費、労務賃金等に増減を生じた場合にあっても委託料の変更を請求することはできない。

2 予期することのできない経済情勢の激変により委託料が著しく不適当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上、委託料を変更することができる。

3 この契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じたときは、委託者と受託者とが協議の上、委託料を変更することができる。

### (委託料の支払限度額)

第30条 本契約の各会計年度における委託料の支払限度額は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度 ○○, ○○○, ○○○円
- (2) 令和9年度 ○○, ○○○, ○○○円
- (3) 令和10年度 ○○, ○○○, ○○○円
- (4) 令和11年度 ○○, ○○○, ○○○円
- (5) 令和12年度 ○○, ○○○, ○○○円

### (施設の更新及び補修)

第31条 委託者は、本件施設等が滞りなく通常の運営を行うことができる機能を有するよう、適切な本件施設等の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

## 第7章 損害賠償及び契約不適合責任

### (損害賠償)

第32条 受託者の本契約の規定への違反、その他受託者の責めに帰する理由により委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 委託者の本契約の規定への違反、その他委託者の責めに帰する理由により受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 受託者の責めに帰する理由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対し、その損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰する理由により委託者が第三者に対し損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対し、求償権を行使することができる。

4 委託者の責めに帰する理由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対し、その

損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰する理由により受託者が第三者に対し損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対し、求償権を行使することができる。

(契約不適合責任)

第33条 委託者は、引き渡された委託業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受託者に対し、目的物の修補又は代替物若しくは不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者に事前に承認を得たうえで、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 委託業務の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第34条 委託者は、引き渡された委託業務の目的物に関し、第27条の検査に合格した日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から2年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、委託業務の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規

定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された委託業務の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第8章 契約の終了

### (期間満了による終了及び施設機能評価)

第35条 受託者は、期間満了により本契約が終了した場合、新たに施設を運転する者に対し、速やかに本件施設等の要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、第19条の運転業務要領書を交付すること。

2 委託者は、隨時、自ら又は本項の規定に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の30日前から10日前までの期間内において委託者が指定した日に、施設機能の評価を実施する。

3 委託者は、前項の評価の結果、本件施設等が維持管理基準を満たしていないと判断した場合、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において講ずることを請求することができる。ただし、委託者は、施設機能の評価を実施した日から10日以内に当該請求をするものとする。

4 委託者は、第2項の評価の実施後本契約終了時までの間に、本件施設等について維持管理基準違反が生じた場合、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、本契約終了後30日以内に、当該違反の内容を受託者に通知するものとする。

5 第3項の請求がなされた場合、委託者及び受託者は、必要な措置の内容について協議するものとする。

### (委託者の催告による解除権)

第36条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、受託者に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により、第4条の運営期間において業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 放流水質契約基準の未達の状態が長期間継続する場合、又は第15条第2項に規定する改善計画書を同項に規定する期限内に提出しない場合、若しくは改善計画書に基づき業務を実施しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

### (委託者の催告によらない解除権)

第37条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第45条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この委託業務の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの委託業務の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 委託業務の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 検査又は監督の実施に当たり、受託者又はその他の使用人がその執行を妨げたとき。
- (9) 受託者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (10) 受託者が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 受託者が、アからオまでのいづれかに該当する者を再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (12) 受託者が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (13) 受託者が公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (14) 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。
- (15) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- (16) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

（委託者の損害賠償請求等）

第38条 委託者は、受託者が次の各号のいづれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第 4 条第 2 項の運営開始日に業務を開始することができないとき。
- (2) この業務の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受託者は、次の各号のいづれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、委託料の10分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- (1) 前 2 条の規定により、業務の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の目的物の完成前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなして同項の規定を適用する。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰するこ

できない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の損害金の額は、委託料から、完了分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。この場合において、損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 6 第2項の場合(第37条第7号又は第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当し、充当してなお不足のある場合は、委託料から控除し、控除してなお不足のある場合は、受託者に請求することができる。
- 7 受託者は、この契約に関して第37条第12号から第15号までのいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付して委託者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 第37条第12号から第14号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は委託者に金銭的損害を生じさせない行為であると委託者が認めるものであるとき。
  - (2) 第37条第15号に該当する場合であって、受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受託者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 8 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して同項の額を委託者に支払わなければならない。
- 9 第7項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、委託者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 10 第7項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 11 委託者の責めに帰すべき事由により、委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(受託者による契約解除)

第39条 受託者は、次のいずれかに該当する場合、委託者に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 委託者が、委託料の支払を1ヵ月以上遅延したとき。

- (2) 受託者の責めに帰さない理由により、業務の遂行が不可能となったとき。
  - (3) 第41条第2項の表明・保証に違反したとき。
- 2 受託者は、前項の規定により契約が解除された場合、委託者に対しこれにより生じた損害（ただし、逸失利益はこれに含まない。）を請求することができる。
- 3 第35条の規定は、本条の規定により本契約が終了する場合について準用する。

（解除後の処理）

第40条 受託者は、本契約が解除された場合は、その解除された日までに履行した業務の内容を書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた日から10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託料相当額を受託者に支払う。

## 第9章 その他

（表明及び保証）

第41条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において次の事実を表明し、及び保証する。

- (1) 受託者による業務の実施が、受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。
  - (2) 第37条第1項第9号又は第10号までに規定する事由が生じていないこと。
  - (3) 業務の実施に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
  - (4) 委託者から指名停止の処分を受けていないこと。
  - (5) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点において全て正確であること。
- 2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、及び保証する。
- (1) 本契約に関し、委託者が受託者に対して交付した書面が、その重要な点において全て正確であること。
  - (2) 議会の議決その他本契約の締結に必要な手続を全て完了していること。
- 3 委託者及び受託者は、前2項に規定された事項に変更が生じた場合、直ちに相手方に通知するものとする。

（委託内容の変更）

第42条 法令の変更、技術の革新その他の理由により委託内容の変更を行う場合、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。

（不可抗力）

第43条 受託者は、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない理由（流入水量及び流入水質が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、本件施設等の運営が著しく困難となった場合又は本件施設等に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、委託者の指示に従い対応するとともに、本件施設等への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。この場合において、これにより発生する費用は、委託者の負担

とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合、当該増加分は受託者の負担とする。

- 2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない理由（流入水量及び流入水質が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により本件施設等が損傷した場合、委託者の負担と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は過失によって本件施設等の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であったと認められる損傷が生じた場合、これによる本件施設等の修繕費用の増加分は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、前項に規定する本件施設等の損傷により、受託者が業務を行うことができなかつた場合、受託者に対し、当該期間に相応する委託料を支払うものとする。この場合において、委託者は、受託者が支出を免れた費目が委託料に含まれるときは、支払対象となる委託料を減額することができる。
- 4 委託者は、本件施設等の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、委託者は、本件施設等の損傷により本契約の継続が著しく困難であると認められた場合、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

（契約の変更）

第44条 前2条に定める場合のほか、本契約は委託者及び受託者の書面による合意によらなければこれを変更することができない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第45条 受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（一括再委託の禁止）

第46条 受託者は、委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託してはならない。

- 2 受託者は、第三者に委託業務の一部を再委託し、又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

（書面主義）

第47条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の定めがある場合除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合については、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の規定による届出の内容に変更があった場合、受託者は、その旨を速やかに委託者に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第48条 委託者及び受託者は、次に掲げる場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（業務実施計画書を含む。）を、第三者に対して開示してはならない。本契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

- (1) 本契約締結時において公知である情報又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき理由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示するとき。
- (2) 議会の議決その他本契約の締結に必要な手続を全て完了していること。
- (3) 本契約締結時において、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示するとき（本契約の締結に関連して相手方に開示された情報を除く。）。
- (4) 法令、条例等により開示が義務付けられる場合において、当該法令、条例等上必要である範囲内に限って開示するとき。
- (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士若しくは税理士に対して、必要である範囲内に限って開示するとき。
- (6) 相手方が書面により承諾したとき。
- (7) 本契約が第36条又は第37条の規定により解除された場合において、当該解除後に本件施設等に関する業務を承継する者に対して業務実施計画書を開示するとき。

（個人情報の保護）

第49条 受託者は、本契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記2の個人情報の取扱いを守らなければならない。本契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第50条 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（契約保証金等の返還）

第51条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、受託者が契約を履行したときは、委託者は、当該契約保証金等を受託者に返還するものとする。

（公契約条例の遵守）

第52条 受託者は本契約の履行に当たり、八戸市公契約条例（令和2年八戸市条例第54号）を遵守しなければならない。

（特記事項）

第53条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により、委託者がこの契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める

（雑則）

第54条 受託者は、業務の実施に当たり、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、その他関係法令等を遵守する。

2 本契約の履行に関し委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約等に特別の定めがある場

合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

- 3 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 受託者は、本契約等に明記されていない事項であっても、本件施設等の運転操作上当然に必要な業務等は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。
- 6 本契約に定めのない事項（前項の場合において対象となるものを除く。）又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

## 別記 1 委託料の支払及び減額計算方法(第15条第2項、第28条第1項及び第2項関係)

### (委託料の支払)

第28条第1項により受託者が請求し委託者が支払う月額の委託料は図表1のとおりとする。ただし、該当期間内に、放流水質契約基準の未達成があった場合は、月額の委託料より<減額計算方法>に従い算出した金額を減額し、請求するものとする。

図表1 月額の委託料

令和8年度

業務月額報告月	4月分	5から3月分
月額の委託料		

令和9年度

業務月額報告月	4月分	5から3月分
月額の委託料		

令和10年度

業務月額報告月	4月分	5から3月分
月額の委託料		

令和11年度

業務月額報告月	4月分	5から3月分
月額の委託料		

令和12年度

業務月額報告月	4月分	5から3月分
月額の委託料		

### <減額計算方法>

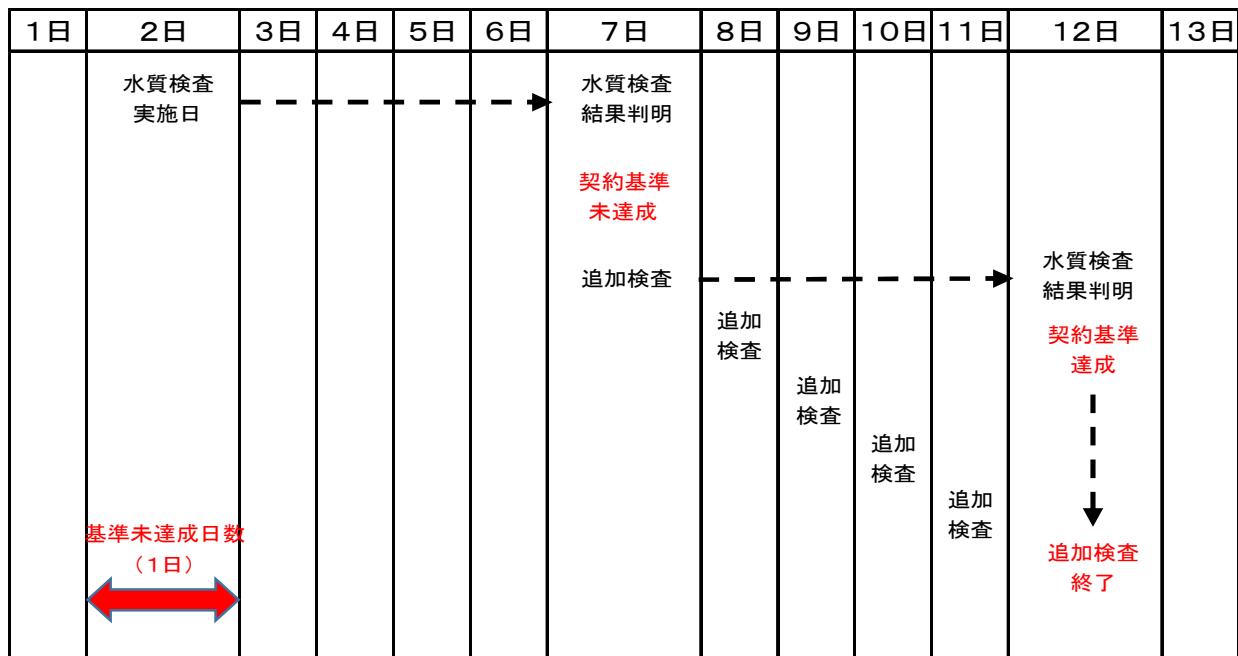
委託料の減額については、下記式に従い算定する。ただし、第16条第1項及び第17条第2項により受託者が責任を負わないとされている場合は除く。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

(該当月の月額の委託料に0.1乗した額) / (該当月日数) × (契約基準未達成日数) ※

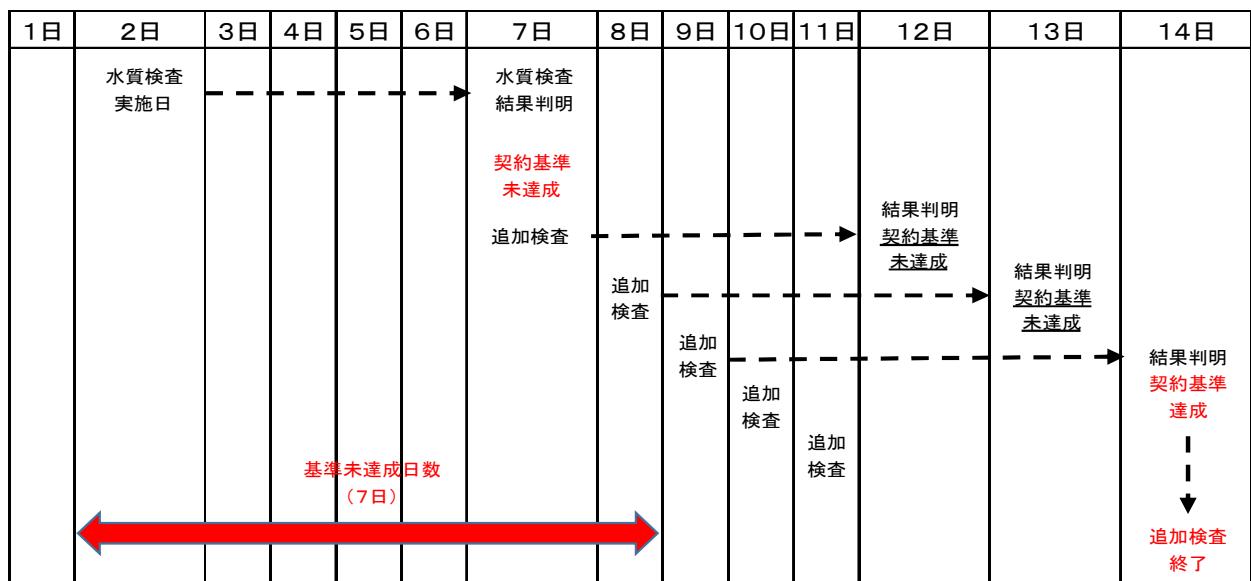
※水質検査実施日から数日後に結果が判明する水質項目(BOD)については、下記<契約基準未達成日数の考え方>に従い日数を計算する。

<契約基準未達成日数の考え方>

ケース1 (契約基準未達成日数が1日の場合)



ケース2 (契約基準未達成日数が1日以上の場合)



## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1条 受託者は、本契約による委託事務（以下「本件委託事務」という。）を処理するため個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 受託者は、本件委託事務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### （取得の制限）

第3条 受託者は、本件委託事務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### （適正管理）

第4条 受託者は、本件委託事務に係る個人情報の保管場所、取扱責任者、事務従事者及び個人情報を取り扱う作業場所を委託者に届け出てその承認を得るとともに、個人情報の無断持ち出し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第5条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、本件委託事務の履行により知り得た個人情報を本件委託事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

第6条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、本件委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### （再委託の禁止）

第7条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託してはならない。

### （返還、廃棄又は消去）

第8条 受託者は、本件委託事務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託事務完了時に、委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

### （教育の実施）

第9条 受託者は、個人情報の保護、本件特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他本件委託事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

### （立入調査等）

第10条 委託者は、本件委託事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者

に報告を求めるここと及び受託者の保管場所、作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 受託者は、本件委託事務の処理に関する個人情報の漏えい等があった場合は、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13条 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。